

社団法人 東京都社会保険労務士会

中央支部会報

発行所 (社)東京都社会保険労務士会中央支部 発行人 小山 昇
東京都中央区日本橋室町1-14 TEL (241)1551 編集人 清水誠三郎

就任のごあいさつ

支部長 小 山 昇

第三回支部通常総会において、はからずも再び支部長の重責を担うよう、申しつけられました。

顧みますと、前期2カ年は、私の支部運営の未熟さのため、皆様方のご期待に十分そうすることができず、誠に残念に思う次第です。

しかし、その間支部活動については、皆様方と大いに語り、和を深め、決定されたことは、計画通り円滑に遂行することができました。

これ偏に、皆様方の絶大なご理解あるご協力の賜ものと、心から感謝の意を表する次第です。

さて、最近の経済社会の情勢は、高度経済成長のヒズミと石油ショックに端を発したところの、物価狂乱による「諸事情の変化」特に、インフレーション問題を強く深めております。そうして、そのハネカエりは春闘において、平均30%強のペースアップを具象化し、過去にない大巾賃上げと物価騰貴による不安のなかで、弱者救済が叫ばれております。そこで安定策として、「省資源」、「省労働力」「総需要の抑制」、「金融の引締強化」、「福祉の向上」等を重点とし、さらに「所得

政策の導入」などの問題が論ぜられ、いわゆる「安定経済成長」政策、すなわち、経済成長率数%という低成長に転換せざるをえない情況下であります。

このような状況は、中小企業にとって「諸事情の変化」は大きな「マガリ角」に対処することで、非常に厳しい試練を甘受せざるを得ない時代へと、推移してきたものと云えるでしょう。

そこで私達社労士は、法施行五周年を経過した今日、それを契期とし、時代推移の認識の上に立ち、さらに法施行十周年を展望して、資質を一段と飛躍向上させ、試練の時代に、私達の専門的業務である「労務管理」の指導相談に充分応えるべく、研鑽努力し、実践することこそ社労士の真価を問われ、社会的に位置づけされる重大な時代と考えられます。

従って、私達は前述を踏えて、時代変化の認識を新たにして、社労士の社会的役割を充分発揮しようではありませんか。

就任にあたり、所信の一端を述べさせていただきます。ごあいさつと致します。

総会だより

昭和49年5月10日千代田区外神田の万世橋区民会館において、昭和48年度の支部総会を開催し、下記の各号議案を可決しました。

(1)昭和48年度事業報告

定期総会。月例会(含研究会)、6回

幹事会、7回。正副支部長会議、5回

労働保険無料相談コーナー、2回

会報発行、3回。懇親旅行。野球大会。

月例会においては、研究会を主体とし、経済社会基本計画に関する講演会、通勤災害制度についての講演会等を開催し、会員の質的向上に資しました。正副支部長会議、幹事会に於いては、会の運営についての打合せは勿論のこと、主眼日だった、賃金実態調査の打合せ、その中間報告を経て、広報第7号に掲載し、当支部の研究調査についての成果を高めました。

(2)昭和48年度収支決算書

収入金額 708,259円

支出金額 372,645

次期繰越額 335,614

収入の部

項	目	決算額	予算額
本部交付金	交 付 金	504,470	364,750
事業収入	事業収入	156,500	40,000
雑収入	雑収入	11,262	10,000
前期繰越金		36,027	36,027
借入金		0	0
合 計		708,259	450,777

支出の部

項	目	決算額	予算額
会議費	総会費	8,740	20,000
	幹事会費	0	10,000
	月例会費	4,200	30,000
事務費	旅費交通費	380	12,000
	印刷費	57,855	50,000
	通信費	15,920	35,000
	図書資料費	1,800	5,000
	調査研究費	48,000	55,000
	雑費	18,700	30,000
	事務費	90	2,000
事業費	研究会費	33,000	60,000
	会報費	59,300	60,000
	懇親会費	124,660	50,000
借入金	借入金	0	0
予備費	予備費	0	31,777
合 計		372,645	450,777

(3)昭和49年度事業計画

幹事会	月例会(研究会)	幹事会	月例会(研究会)
月 日 時	日 時	月 日 時	日 時
4 17(※)1.00	17(※)2.00	10 4(※)1.30	4(※)2.30(労働安全衛生法)
5 10(※)1.30	10(※)3.00	11 8(※)1.30	8(※)2.30(")
6 7.8(※)	7.8(※) 旅行	12 6(※)忘年会	(関係諸官庁)
7 16(※)1.30	16(※)2.30(労働安全衛生法)	1 10(※)1.30	10(※)2.30(労働安全衛生法)
8 夏休み		2 7(※)1.30	7(※)2.30
9 6(※)1.30	6(※)2.30(労働安全衛生法)	3 7(※)1.30	7(※)2.30(労働保険)

※変更通知のない限り上記の通り実施します。

※場所は中央労働基準協会々議室

(4)昭和49年度収支予算書

収入予算金額 920,614円

支出予算金額 920,614

次期繰越金額 0

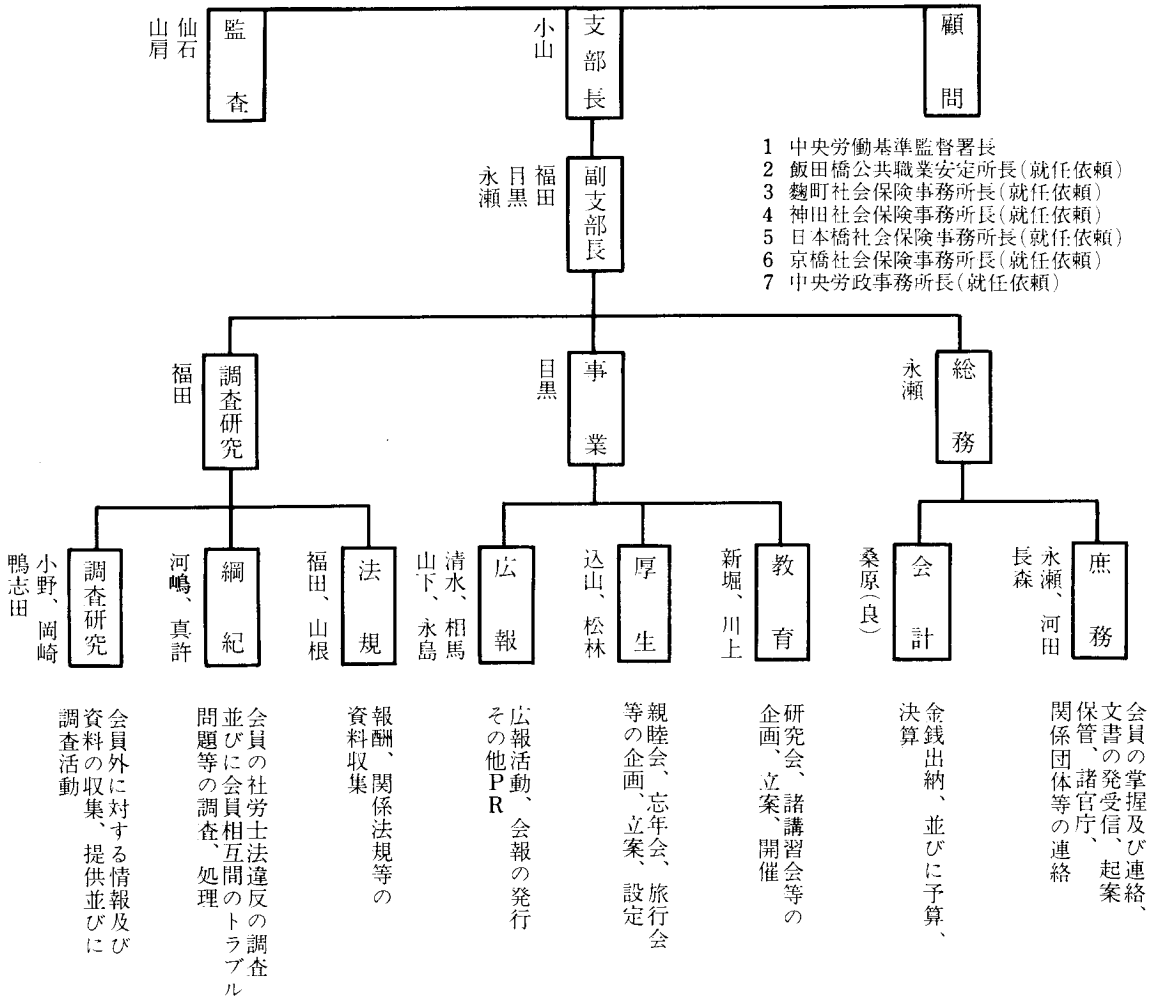
収入の部

項	目	予算額	前年度決算額
本部交付金	交 付 金	420,000	504,470
事業収入	事業収入	160,000	156,500
雑収入	雑収入	5,000	11,262
借入金	借入金	0	0
前期繰越金	前期繰越金	335,614	36,027
合 計		920,614	708,259

支出の部

項	目	予算額	前年度決算額
会議費	総会費	20,000	8,740
	幹事会費	10,000	0
	月例会費	20,000	4,200
事務費	旅費交通費	12,000	380
	印刷費	110,000	57,855
	通信費	20,000	15,920
	図書資料費	5,000	1,800
	調査研究費	70,000	48,000
	雑費	30,000	18,700
	事務費	2,000	90
事業費	研究会費	70,000	33,000
	会報費	90,000	59,300
	懇親会費	200,000	124,660
借入金	借入金	0	0
予備費	予備費	61,614	0
基 金	基 金	200,000	0
合 計		920,614	372,645

中央支部機構担当図



本部・支部役員名

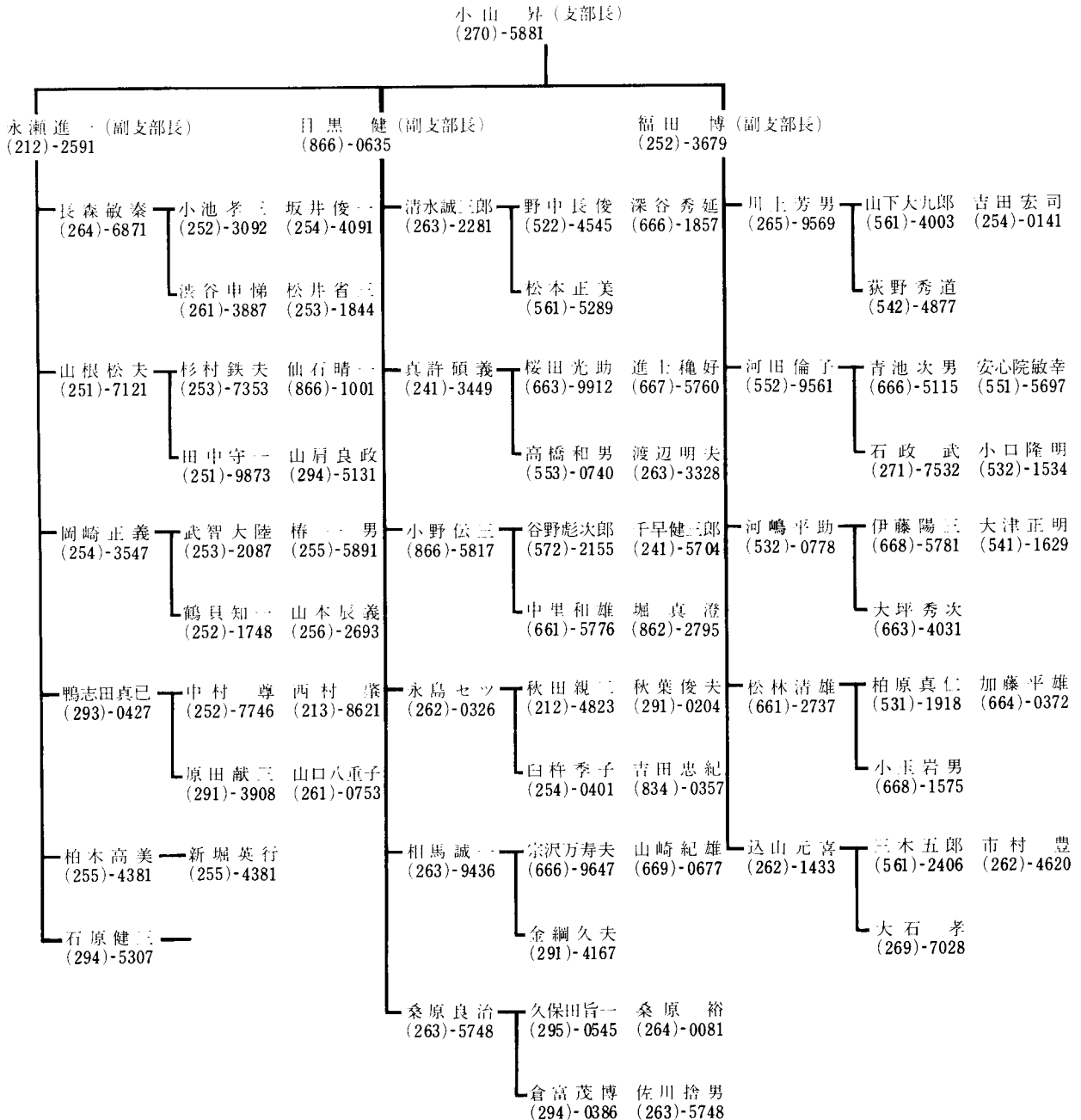
本部役員

- 1、柏木理事 (副会長)
- 2、石原理事 (事業委員長)
- 3、小山理事 (教育委員長)
- 4、目黒理事 (教育委員)
- 5、永瀬理事
- 6、真許監事

支部役員

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1、石原健三 | 9、長森敏泰 | 17、真許碩義 |
| 2、小野伝三 | 10、永島セツ | 18、鴨志田真己 |
| 3、柏木高美 | 11、福田博夫 | 19、岡崎正義 |
| 4、川上芳男 | 12、山根松夫 | 20、桑原良治子 |
| 5、込山元喜 | 13、目黒健助 | 21、河田倫子 |
| 6、清水誠三 | 14、河嶋平 | 監査 仙石晴一 |
| 7、相馬誠一 | 15、小山林清雄 | 2、山肩良政 |
| 8、永瀬進一 | | |

会 員 間 連 絡 網



総務部だより

5月10日に中央支部総会も無事に終り、(議事内容は本文の通り)昭和49年度の支部の総務も新しいメンバーで発足致しました。

総務の仕事の内容は、御案内の通り、会員の方々に対しての庶務の事項と経理の事項が、その主なる内容ですので、いわば雑役とサービス係といったところですが、経理は勿論の事、庶務も地味でコマカクテ、そしてコツコツと記録をつける様な仕事を担当する係なので、この一年間を無事に過せる様に——と総務一同、不安と緊張をもって出発致しましたが、チーム・ワークのよい事を唯一の強味として、一同心を併せて努力致しますから、会員の皆様も何卒御協力下さいます様にお願い申し上げます。

最近の感想としては、総会後、初の月例会(6月7日)が、熱川ハイツで行なわれ、なごやかに行事終了を致しましたが、出席者が18名という事は、支部会員総数を考えると、少し物足りない感じが致しました。

中央支部は、だれの会でもありません。会員皆様の一人一人のための会の筈です。御多忙な会員皆様の個々の事情もおありの事とは思いますが、月例会には、なるべく御出席頂きフレッシュな活発な御意

見や御感想を御話頂いて出来得る限り楽しい例会にしたいと思います。

ともすれば、例会において議題が提案され、何の御意見も出ないままに採決され、さて実行の場になってから、個々の反対意見や御不満の改善意見が“影の聲”として聞えて来る——というような事が、過去において皆無とは言えないのです。その“影の聲”こそ支部会の発展のため成長のために大変大切な御意見の一つの筈です。その“影の聲”の方々が会に出席して下さり若干の御意見をのべて下されば……という事が新しいメンバーの総務一同の心からの御願いなのです。キレイゴトばかりでは正しい形での会の運営は出来ないのです。苦情・不満その他何でもどどんおしゃべりの出来る明るい楽しい会として、私達の、私の、貴方の、会員全員のための「中央支部会」を育て、行こうではありませんか！これが、今の総務担当の一同の目下最大の願いなのです。

(註。前記の事項について、具体的には毎月の例会の都度会員の親睦と仲間同志の情報交換の場を設けて実行する予定で当会事業部が企画準備中です。)

(永瀬・河田記)

事業部だより

昭和49年度の事業部委員構成は、別掲の支部機構担当図でご案内の通り、支部長から委嘱されました。会員各位のメリットに重大な関連のある事業部内の責任者として、私ごとき者が参画することは省みて悔悞たらざるを得ませんが、さいわい各部門担当委員に有能な先生方が選ばれましたので、これを頼りに実のある成果をあげたいと念ずる次第です。会員各位の絶大なお支援をお願いします。

6月4日、小山支部長、永瀬・福田両副支部長の、臨席を得て、第1回事業部会を開催し、意見交換と分担業務活動の路線について打合わせを行ないました。以下決定事項の要点をお知らせします。

(1)教育：昭和49年度事業計画研究会日程表の内容を若干変更し、今年度の教育は労働安全衛生法にポイントを絞り、“同法シリーズ”として6回にわたり徹底的に勉強することに決定しました。なお、この企画の推進については、福田先生の献身のご協力をいただいたことを附言します。

(2)厚生：6月7・8日の支部旅行会は、厚生担当委員及び私が欠席のやむなきに到ったため、永瀬総務担当副支部長に担当外のご迷惑をおかけしたことを紙上をかりてお詫びします。

なお、会員相互の連帯と親睦の強化をはかるための窓口として、毎月例会の後段に懇談会を行なうこととしました。これは一応厚生委員の担当として、込山先生に座長をお願いします。各位の活発なるご発言を期待します。

(3)広報：主体的業務の支部会報を定期的に発行し、かつ内容のあるものとするために、委員の先生方の企画のもとに、会員各位のご協力をお願いすることになると思います。ユニークなご投稿をお待ちしています。

(日黒記)

調査、研究部会だより

昨年第7号会報をもって発表しました「賃金実態調査の報告」は関係各方面に多大な反響を呼び、一応の成果を挙げましたことは各位におかれては既に御承知のことと存じます。今年度は5月の定期総会において議決されたとおり、情報、資料の収集と提供、並びに調査活動等は当部会で担当することになりました。現在は情報化時代と云われております。とにかく早く、然も的確な情報を得、これに対応して行くことが要請される処です。昨年秋の石油パニック以来の狂乱物価の煽を受けた春闘による前例のない賃金の上昇……これに対処しなければならない企業のあり方等々重要な課題をかかえているのが現状です。

そこで、手初めに今年度はお打合せの通り、「賃金実態調査」をすることになりましたが、昨年とあまり変わらない内容で実施すべく作業を進めております。統計は数が少いとその価値は半減し、活用 of 意義を失います。その意味合いからも各位にあまりお手間が掛らないように配慮したつもりでおりますので調査件数、締切日時、調査内容の正確さ等について特段の御協力をお願い致します。調査方法、或はその内容等不備の点が多々あり、単に激しく変る賃金のほんの一断面をとらえるに止まらざるを得ないかと存じますが、今後はより充実した内容にしたいと

存じますし、当支部だけでなくこの輪を広げていきたいと願いたしております。

今後の課題としては

- 1、退職金規定はある方が多いのか、ない方が多いのか、有るとすれば勤続何年位でどの位が標準か、又、これらが定着化に役立っているか。
- 2、週休2日制が普及して来たと云うが、その実態はどうなっているのか、実施出来ない企業はどこに問題があるのか。
- 3、労働時間が短縮されたと云われているが、週休2日制との関連はどう処理しているのか。
- 4、高令者時代に入ると云われているが、現在の中高年令層の労働の実態はどうなっているのか。
- 5、パートタイマー等の労働の実態はどうなっているのか、又、実際に使用している企業はどういう点に問題をかかえているのか。
- 6、厚生施設はどうしているのか、小企業等での協同利用の方法はどうすればよいのか。
- 7、安全対策はどのようにしているのか。問題点はどのような点か。

等々についても随時調査を実施して行きたいと思ひます。各位の御理解ある御協力を切にお願い致します。

（福田記）

中央支部慶弔規程

- 第1条 支部規定第5条3会員の福祉に関する事項を達成するため当支部の慶弔規程を定める。
- 第2条 会員が結婚したときは祝金として、20,000円を贈る。
- 第3条 会員または家族が死亡したときは下記により香典を贈る。
- 1、会員の場合 20,000円
 - 2、会員の配偶者の場合10,000円
 - 3、生計を一にする実養父母 5,000円
 - 4、会員の葬儀の際は支部長又は副支部長が参葬する。
- 第4条 会員が傷病療養のため3ヶ月以上休務すると支部長が認めたときは、見舞金として、10,000円を贈る。
- 第5条 会員の事務所または居住が不慮の災害をうけたときは見舞金として、10,000円を贈る。
- 第6条 会員が業務上本支部（含む当会）以外から

公に表彰をうけ、または特別の榮譽に浴したときは記念品を贈って慶祝する。

附 則

- 第1条 この規程は昭和49年4月1日から施行する。
（この規程は6月の月例会に於いて決定したもの）

編集後記

会員76名を擁する当中央支部は、新しい年度を迎え、新しい組織のもとに陣容を整え発足致しました。新しい組織のもとで編集を担当せよということになりましたので、一生懸命各位のご期待にそう広報に育てたいと思ひます。ご意見、ご要望をどしどしお寄せ下さいませお願い申し上げます。

この広報が、会員の机上にあって、日常のプランに、研究、又連絡に役立ち会員の親睦の度合を増す広報であることを願ひして掲筆します。（清水）